

資料6

子ども子育て新制度にかかる市の条例について

平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、「子ども・子育て支援法」が制定され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育ての量の拡大や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートします。

新たな制度では、施設や事業の設備および運営の基準については、国が定める基準を踏まえ、市が定めることとされています。本市では、国基準を基本にし、保育の質の確保等、現行の運用基準を基に必要と判断する基準については一部国基準に上乘せを行います。これらの条例は9月議会での制定を予定しています。

条例（案）の概要

| 条例の名称 | 根拠法令等 | 内容 |
|---------------------------------------|----------------------------|---|
| （仮称）草津市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例 | 児童福祉法第34条の16 | 地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育等)の設備及び運営に関する基準(認可基準)を定めるもの |
| （仮称）草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する条例 | 子ども・子育て支援法第34条第2項、同第46条第2項 | 保育所や幼稚園などの施設や地域型保育事業を行う事業者について、給付を受ける対象として確認するための基準を定めるもの |
| （仮称）草津市保育の必要性の認定等に関する条例 | 子ども・子育て支援法第19条等 | 保護者の申請に対し、保育の必要性の認定を受けるための基準等を定めるもの |
| （仮称）草津市児童育成クラブの設備及び運営の基準に関する条例 | 児童福祉法第34条の8の2 | 児童育成クラブの設備及び運営に関する基準を定めるもの |

1、 地域型保育事業の設備及び運営基準の概要

(1) 小規模保育事業の設備及び運営基準の概要

| | 型 | 国基準の概要 |
|-------|----|--|
| 面積 | A型 | ○ 乳児室又はほふく室【0・1歳児1人につき3.3㎡以上】 ○ 保育室又は遊戯室【2歳以上児1人につき1.98㎡以上】 ○ 屋外遊戯場【2歳以上児1人につき3.3㎡以上】 |
| | B型 | 同上 |
| | C型 | ○ 0～2歳児1人につき3.3㎡以上 ○ 屋外遊戯場【2歳以上児1人につき3.3㎡以上】 |
| 食事の提供 | A型 | ○ 自園調理。ただし、一定の要件を満たす場合に外部委託が可 ○ 連携施設、社会福祉施設、病院からの搬入可 |
| | B型 | 同上 |
| | C型 | 同上 |
| 職員配置 | A型 | ○ 0歳児3：1、1・2歳児6：1、3歳児20：1、以上児30：1のほかに+1人 |
| | B型 | 同上 |
| | C型 | ○ 0～2歳児3人につき1人（補助者を置く場合は5人につき2人） |
| 資格割合 | A型 | ○ すべて保育士 ※ 0～2歳児4人以上保育している場合、保健師又は看護師資格を1人に限り、保育士とみなすことができる。 |
| | B型 | ○ 保育士1/2以上 ※ 0～2歳児4人以上保育している場合、保健師又は看護師資格を1人に限り、保育士とみなすことができる。 ※ 保育士比率が上昇した場合（3/4となった場合等）公定価格を段階的に引き上げる仕組みを検討 ※ 保育士以外には必要な研修を実施 |
| | C型 | ○ 家庭的保育者（+家庭的保育補助者） ※ 家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者 |

(2) 家庭的保育事業の設備及び運営基準の概要

| | 国基準の概要 |
|-------|---|
| 面積 | ○ 9.9㎡以上、0～2歳児1人につき3.3㎡以上 ○ 屋外遊技場 2歳以上児1人につき3.3㎡以上（代替地利用可） |
| 食事の提供 | ○ 自園調理。ただし、一定の要件を満たす場合に外部委託を可 ○ 連携施設、社会福祉施設、病院からの搬入可 ※ 自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までの経過措置あり。 |
| 職員配置 | ○ 0～2歳児3人につき1人（補助者を置く場合は5人につき2人） |
| 従事者 | ○ 家庭的保育者（+家庭的保育補助者） ※ 家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者 |

(3) 居宅訪問型保育事業の設備及び運営基準の概要

| | 国基準の概要 |
|-------|--|
| 食事の提供 | ○ 訪問先の居宅において保育を提供する事業形態が基本となると想定しており、保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする。 |
| 職員数 | ○ 0～2歳児1人につき1人 |
| 資格割合 | ○ 必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者 |

(4) 事業所内保育事業の設備及び運営基準の概要

| 定員 | | 国基準の概要 | | | |
|-------|-------|---|--|--------|-----|
| 地域枠 | | 利用定員 | 地域枠 | 利用定員 | 地域枠 |
| | | 1～5人 | 1人 | 26～30人 | 7人 |
| | | 6～7人 | 2人 | 31～40人 | 10人 |
| | | 8～10人 | 3人 | 41～50人 | 12人 |
| | | 11～15人 | 4人 | 51～60人 | 15人 |
| | | 16～20人 | 5人 | 61～70人 | 20人 |
| | | 21～25人 | 6人 | 71～ | 20人 |
| | 面積 | 20名以上 | ○ 保育所と同様【乳児室：1.65㎡/人、ほふく室：3.3㎡以上/人、保育室又は遊戯室：1.98㎡/人、屋外遊戯場：3.3㎡/人（付近の代替地可）】 | | |
| 19名以下 | | ○ 乳児室及びほふく室：3.3㎡以上/人、保育室又は遊戯室：1.98㎡/人、屋外遊戯場：3.3㎡/人（付近の代替地可） | | | |
| 食事の提供 | 20名以上 | ○ 自園調理。ただし、一定の要件を満たす場合に外部委託を可 ○ 連携施設、社会福祉施設、病院からの搬入可 ※ 自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までの経過措置あり。 | | | |
| | 19名以下 | 同 上 | | | |
| 職員配置 | 20名以上 | ○ 保育所と同様【保育士の数は、0歳児は3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人。ただし、常時2人以上】 | | | |
| | 19名以下 | ○ 0歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人のほかに+1人 | | | |
| 資格割合 | 20名以上 | ○ 保育所と同様 | | | |
| | 19名以下 | ○ 小規模保育事業（A型・B型）との整合性を図っていく。 | | | |

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の概要

| 項目 | 国の基準の概要 |
|-----------------|---|
| 利用定員 | <p>○保育所及び認定こども園の利用定員は 20 人以上。子ども子育て支援法第 19 条に掲げる区分ごとに定めること</p> <p>○地域型保育事業の利用定員は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業 1～5 人 ・小規模保育事業（A，B 型）6～19 人 ・小規模保育事業（C 型）6～10 人 ・居宅訪問型保育事業 1 人 |
| 説明及び同意 | <p>利用申込者に運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担等収容事項を記載した文書を交付し説明を行い、利用申込者の同意を得ること</p> |
| 正当な理由のない提供拒否の禁止 | <p>支給認定保護者から教育・保育の申し込みを受けた時は、正当な理由がなければこれを拒んではならない</p> |
| 要請への協力 | <p>教育・保育施設及び地域型保育事業者は、施設又は事業の利用について市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない</p> |
| 連携施設の確保 | <p>○地域型保育施設は次に掲げる連携協力を行う教育・保育施設を確保すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団保育を体験させる機会の設定 ・相談・助言、その他の支援 ・代替え保育 ・終了後の接続先の確保 <p>○居宅訪問型保育事業で乳幼児保育を行う場合は当該乳幼児の障害・疾病の状況に応じあらかじめ連携する障害児入所施設等を確保しなければならない</p> |
| 利用者負担 | <p>○教育・保育を提供した場合は保護者から利用者負担の支払いを受けるものとする</p> <p>○保護者に対してあらかじめ用途、金額、支払を求める理由等を書面によって明らかにし、同意を得た場合は費用負担を求めることができる</p> |
| 教育・保育の取り扱い方針 | <p>○教育・保育については、施設の類型に応じ「幼保連携型認定こども園教育保育要領」「幼稚園教育要領」「保育所指針」に沿って教育・保育を提供すること</p> |

| | |
|-------|---|
| 運営規定 | <p>次の規定を定めなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設・事業の目的及び運営の方針 ② 提供する教育・保育の内容 ③ 職員の種類・員数および職務の内容 ④ 教育・保育の提供日、時間、休業日 ⑤ 利用者負担の種類、理由、金額 ⑥ 認定区分ごとの利用定員 ⑦ 利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項 |
| 定員の遵守 | <p>利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度途中における教育保育に対する需要の増大への対応、災害・虐待その他やむをえない場合はこの限りでない</p> |

3 保育の必要性の認定に関する事項

| 項 目 | 国の基準の概要 |
|------------|--|
| 支給認定に関する事項 | <p>保護者のいずれもが次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1月48時間から64時間までの範囲内で市町村が定める時間以上 ・ 妊娠中であるか出産後間がないこと ・ 疾病にかかり又は障害を有していること ・ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしていること ・ 災害復旧にあたっていること ・ 求職活動をしていること ・ 就学していること ・ 虐待やDVのおそれがあること ・ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ・ その他これらに類するものとして市町村が定める事由に該当すること |

4 放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準の概要

| 項 目 | | 国の基準の概要 |
|---------|-------|--|
| 従うべき基準 | 従事する者 | ①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者『児童の遊びを指導する者』※1であって、知識・技能の習得するため研修を受講した者 ②全員には資格をもとめない |
| | 員数 | ② 2人以上配置を原則とし、1人以上は有資格者 ②小規模クラブ（20人未満）については、併設する施設の職員等が兼務可能な場合、1人でも可とすることが適当。ただし、専任の職員は有資格者であることが適当 |
| 参酌すべき基準 | 集団の規模 | ①児童が相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、職員が個々の児童と信頼関係を築いたりするという観点では「おおむね40人」までが適当 ②「児童数」は、「毎日利用する児童の人数」に「一時的に利用する児童の平均利用人数」を加えた数で捉えることが適当 ③ 40人を超えるクラブについて、複数のクラブに分割して運営、1つのクラブの中で、複数の児童の集団に分けて対応するよう努めること |
| | 施設設備 | ①生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースで、クラブ員以外の児童の利用も可能とする。 ②児童1人当たりおおむね1.65㎡以上を確保することを基本 ③「児童数」は、児童の集団の規模と同様、「毎日利用する児童の人数」に「一時的に利用する児童の平均利用人数」を加えた数で捉えることが適当 ④静養スペースを設けることが適当。方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとする |
| | 日数 | ○平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数である年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするが適当 |
| | 時間 | ○平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするが適当 |
| | その他 | ○保護者・学校等との連携、安全対策など |